

【フラット35】地方移住支援型の概要

「まち・ひと・しごと創生基本方針」に掲げられている「移住支援策の抜本的拡充」を支援するため、「移住支援事業」による「移住支援金」を受給された移住者を対象として、【フラット35】地方移住支援型を創設しています。

(1) 事業要件

次の要件を満たす地方公共団体の事業が対象となります。

- ① 移住支援金の取組を行っていること
- ② 移住支援金のうち地方公共団体(都道府県及び市町村)の負担額が金利引下げ相当分以上であること

(2) 【フラット35】の金利引下げ

当初10年間、年0.3%引下げ

(3) 借入申込受付開始時期

令和元年10月から受付を開始しています。

* 制度の詳細は、フラット35サイト
(<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/ijyuu.html>)をご覧ください。

※ 令和3年4月より事業名称を【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)から【フラット35】地方移住支援型へ変更しております。

<制度イメージ>

